

○常総衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例

昭和39年3月18日

常総衛生組合条例第2号

改正 昭和43年10月14日 組合条例第3号 昭和46年11月18日 組合条例第5号
昭和49年8月26日 組合条例第4号 昭和52年3月24日 組合条例第3号
昭和55年7月21日 組合条例第6号 昭和57年3月3日 組合条例第1号
昭和58年7月19日 組合条例第4号 令和6年3月29日 組合条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、常総市職員の給与に関する条例（昭和32年水海道市条例第9号）第24条第1項の規定に基づき、職員の特殊勤務に関する事項を定めることを目的とする。

(特殊勤務手当)

第2条 特殊勤務手当は、処理場内において職員が清掃作業に従事するときは1日につき600円、半日につき300円とする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し、必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、処理業務が開始したときから適用する。

附 則（昭和43年組合条例第3号）

この条例は、昭和43年11月1日から施行する。

附 則（昭和46年組合条例第5号）

この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則（昭和49年組合条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年組合条例第3号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年組合条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年組合条例第1号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年組合条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（令和6年組合条例第1号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。